

議案第1号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則について

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のとおり定める。

平成21年4月15日

沖縄県教育委員会

# 沖縄県教育委員会規則第 号

## 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定管理者による青少年の家の管理（第2条—第7条）

第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理（第8条—第24条）

第4章 雜則（第25条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1号の規定に基づき、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 指定管理者による青少年の家の管理

##### （指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあっては、定款及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあっては、定款に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

##### （利用の手続等）

第3条 条例第10条第1項の規定により青少年の家の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において、指定管理者は青少年の家の利用に支障を及ぼさないと認めるときは、利用許可書（第3号様式）を交付するものとする。

3 利用許可書は、利用当日これを指定管理者に提示しなければならない。

##### （利用料金の免除）

第4条 条例第15条第1項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料金免除申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、利用料金免除承認書（第5号様式）を利用者に交付するものとする。

##### （入所の禁止等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入所を禁じ、又は退所を命ずることがで

きる。

- (1) 感染症患者
- (2) めいてい者
- (3) 所内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他指定管理者が適当でないと認める者

(警備防災の計画)

第6条 指定管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、防火管理者を定め、所轄消防長又は消防署長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。

2 指定管理者は、年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(事業報告書の内容等)

第7条 条例第17条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 青少年の家の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 青少年の家の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理

(管理の責任)

第8条 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の所長（以下「所長」という。）は、施設等を管理し、その整理に努めなければならない。

(諸帳簿)

第9条 所長は、施設等に関する諸帳簿を整理し、その現有状況を明らかにしておかなければならぬ。

(施設等の亡失)

第10条 所長は、火災その他の事由により施設等の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(宿日直)

第11条 所長は、休日その他正規の勤務時間外において、職員に対し、日直又は宿直を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務については、職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。

(職員の服務等)

第12条 職員の服務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

(文書)

第13条 文書の処理については、教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。

(報告)

第14条 所長は、青少年の家の月別利用報告書を翌月の10日までに、教育長に提出しなければならない。

(休所日)

第15条 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の休所日（以下「休所日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日
- (4) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項第2号及び第3号に規定する休所日が月曜日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。

3 前2項の規定にかかるわらず、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(使用の許可)

第16条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。許可を受けた者

(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 所長は、施設等の管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の手続き等)

第17条 前条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日)の2週間前(急を要するやむを得ない理由があると所長が認める場合にあっては、前日)までに、使用許可申請書(第6号様式)を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において、所長は青少年の家の利用に支障を及ぼさないと認めるときは、使用許可書(第7号様式)を交付するものとする。

3 使用許可書は、使用当日これを所長に提示しなければならない。

(使用料の免除)

第18条 条例第20条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料免除申請書(第8号様式)を所長に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用する場合

(2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が使用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に使用する場合

(4) 前各号に定めるもののほか、所長が特に必要と認めた場合

3 所長は、使用料の免除を承認したときは、使用料免除承認書(第9号様式)を使用者に交付するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(所長の指示)

第20条 所長は、青少年の家の使用者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その使用者に対し適宜指示することができる。

(許可の取消し等)

第21条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第16条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(設備の変更禁止)

第22条 使用者は、施設内に特別な設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ所長の承認を受けたときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第23条 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は第21条各号のいずれかの規定に該当することにより使用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 所長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(入所の禁止等)

第24条 入所の禁止等及び警備防災の計画については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合にお

いて、第5条中「指定管理者」とあるのは「所長」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「所長」と、「教育委員会」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雜則

##### (補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為として行う申請に必要な書類等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。  
(沖縄県立青年の家の管理に関する規則等の廃止)
- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 沖縄県立青年の家の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第15号）
  - (2) 沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号）  
(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)
- 4 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第10条第9号中「青年の家」を「青少年の家」に改め、同条第10号を削り、同条第11号を第10号とする。  
第31条第5号中「沖縄県立名護青年の家」を「沖縄県立名護青少年の家」に改め、同条第6号中「沖縄県立糸満青年の家」を「沖縄県立糸満青少年の家」に改め、同条第7号中「沖縄県立石川少年自然の家」を「沖縄県立石川青少年の家」に改め、同条第8号中「沖縄県立玉城少年自然の家」を「沖縄県立玉城青少年の家」に改め、同条第9号中「沖縄県立宮古少年自然の家」を「沖縄県立宮古青少年の家」に改め、同条第10号中「沖縄県立石垣少年自然の家」を「沖縄県立石垣青少年の家」に改める。  
(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)
- 5 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「及び沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）」を、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）」に改める。  
第5条の見出しを「（青少年の家）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。  
沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。  
第5条第9号中「青年の家」を「青少年の家」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号の次に次の1号を加える。
  - (5) 樹木の保全育成にすること。

第5条の2を削る。

第7条第1項中「、青年の家及び少年自然の家」を「及び青少年の家」に改める。

第14条中「青年の家及び少年自然の家」を「青少年の家」に改める。

第18条の表事務職員の項中「青年の家及び少年自然の家」を「青少年の家」に改める。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)
- 6 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家」を「沖縄県立青少年の家」に改める。

第1号様式（第2条関係）

年　月　日

沖縄県教育委員会 殿

申請書 所 在 地

団体の名称

代表者の氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

沖縄県立　青少年の家の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあっては、定款及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあっては、定款に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 法人である団体にあっては、国税（法人税、消費税及び地方税）納税証明書及び沖縄県納税証明書（全税目）
- 8 法人でない団体にあっては、代表者の国税（法人税、消費税及び地方税）納税証明書及び沖縄県納税証明書
- 9 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第2号様式（第3条関係）

沖縄県立　青少年の家利用許可申請書

年　月　日

沖縄県立　青少年の家

指定管理者

殿

利 用 团 体 名

團 体 所 在 地

電話番号：

團 体 代 表 者 氏 名

印 F A X 番 号：

電話番号：

引 率 責 擔 者 氏 名

F A X 番 号：

次のとおり施設を利用したいので、許可されるよう申請します。

利 用 团 体 所 属	①学校関係 幼稚園 小学校 中学校 高校 特別支援学校 大学 その他 ( ) ②社会教育関係 ( ) ③その他 ( )
研修会の名称	
研 修 の 目 的	学習・会議 宿泊訓練 レク・スポーツ活動 文化活動 野外活動 リーダー研修 オリエンテーション その他 ( )
利 用 期 間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 ( 泊 日 )
利 用 施 設	宿泊室 キャンプ場 研修・訓練室 プレイホール グラウンド 野外炊飯場

		ピロティ その他 ( )								
研修室等 の利用時間数		研修・訓練室:		時間		グラウンド:		時間		
		プレイホール:		時間		野外炊飯場:		時間		
利 用 人 数 等			合計		児童・生徒	一般・学生	宿泊形態		食事(場所等)	
	月 日		男人	人	人	宿泊室	人	人	朝	人( )
	女人		人	人	キャンプ場		人	人	昼	人( )
	計人		人	人	計		人	人	夕	人( )
	月 日		男人	人	人	宿泊室	人	人	朝	人( )
	女人		人	人	キャンプ場		人	人	昼	人( )
	計人		人	人	計		人	人	夕	人( )
	月 日		男人	人	人	宿泊室	人	人	朝	人( )
	女人		人	人	キャンプ場		人	人	昼	人( )
	計人		人	人	計		人	人	夕	人( )
		月 日	男人	人	人	宿泊室	人	人	朝	人( )
		女人	人	人	キャンプ場		人	人	昼	人( )
		計人	人	人	計		人	人	夕	人( )

利用料金	円(免除申請 □なし □あり)						
	児童・生徒		一般・学生				
内訳	宿泊室	300円/1人	人	円	600円/1人	人	円
	キャンプ場	150円/1人	人	円	250円/1人	人	円
	研修・訓練室	150円/1時間	時間	円	350円/1時間	時間	円
	プレイホール	350円/1時間	時間	円	700円/1時間	時間	円

- 備考 1 選択肢がある欄については、該当するものを○で囲むこと。  
 2 □については、該当するものに「レ」を記入すること。  
 3 プレイホールは、体育館、大研修室及び大講堂を含む。  
 4 研修室等の利用時間数欄には、利用期間内に当該施設を利用する合計時間数を記入すること。

### 第3号様式（第3条関係）

沖縄県立 青少年の家利用許可書

年 月 日

殿

沖縄県立 青少年の家

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立 青少年の家の利用については、次のとおり許可します。

団体の名称						
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで(泊目)					
人 数	男 人、 女 人、 計 人					
許可の条件						

### 第4号様式（第4条関係）

## 沖縄県立 青少年の家利用料金免除申請書

年 月 日

沖縄県立 青少年の家

指定管理者

殿

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

電 話 番 号

沖縄県立青少年の家の管理に関する規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり沖縄県立 青少年の家の利用料金の免除を申請します。

研修会の名称							
研修の目的							
利 用 期 間	年 月 日 時 ~			年 月 日 時 ( 泊 日 )			
納 入 す べ き 利 用 料 金	円						
免 除 申 請 理 由							
免 除 申 請 類	円						
内 訳		児童・生徒			一般・学生		
	宿泊室	300円/1人	人	円	600円/1人	人	円
	キャンプ場	150円/1人	人	円	250円/1人	人	円
	研修室・訓練室	150円/1時間	時間	円	350円/1時間	時間	円
プレイホール	350円/1時間	時間	円	700円/1時間	時間	円	
免 除 決 定 額	※ 円						

備考 ※印は、記入しないこと。

## 第5号様式（第4条関係）

沖縄県立 青少年の家利用料金免除承認書

年 月 日

殿

沖縄県立 青少年の家

指定管理者

印

年 月 日付け申請のあった沖縄県立 青少年の家の利用料金免除の件、下記のとおり承認します。

記

1 研修会の名称						
2 研修の目的						
3 利用期間	年 月 日 時 ~			年 月 日 時 ( 泊 日 )		
4 利用料金免除額						
5 備考						

## 第6号様式（第17条関係）

沖縄県立 青少年の家使用許可申請書

第 号  
年 月 日

## 沖縄県立 青少年の家所長 殿

使用団体名 \_\_\_\_\_

団体所在地 \_\_\_\_\_

電話番号：

印 FAX番号：

電話番号：

FAX番号：

次のとおり施設を使用したいので、許可されるよう申請します。

使用団体所属	①学校関係 幼稚園 小学校 中学校 高校 特別支援学校 大学 その他( ) ②社会教育関係 ( ) ③その他 ( )							
研修会の名称								
研修の目的	学習・会議 宿泊訓練 レク・スポーツ活動 文化活動 野外活動 リーダー研修 オリエンテーション その他( )							
使用期間	年月日時～年月日時(泊日)							
使用施設	宿泊室 キャンプ場 研修・訓練室 プレイホール グラウンド 野外炊飯場 ピロティ その他( )							
研修室等の使用時間数	研修・訓練室: 時間 グラウンド: 時間 プレイホール: 時間 野外炊飯場: 時間							
使 用 人 数 等	合計	児童・生徒	一般・学生	宿泊形態		食事(場所等)		
				児童・生徒	一般・学生			
	月 日	男人	人	人	宿泊室	人	人	朝 人( )
		女人	人	人	キャンプ場	人	人	昼 人( )
		計 人	人	人	計	人	人	夕 人( )
	月 日	男人	人	人	宿泊室	人	人	朝 人( )
		女人	人	人	キャンプ場	人	人	昼 人( )
		計 人	人	人	計	人	人	夕 人( )
	月 日	男人	人	人	宿泊室	人	人	朝 人( )
		女人	人	人	キャンプ場	人	人	昼 人( )
		計 人	人	人	計	人	人	夕 人( )
	月 日	男人	人	人	宿泊室	人	人	朝 人( )
	女人	人	人	キャンプ場	人	人	昼 人( )	
	計 人	人	人	計	人	人	夕 人( )	

使 用 料	円(免除申請 □なし □あり)					
	児童・生徒			一般・学生		
内訳	宿泊室	300円／1人	人	円	600円／1人	人
	キャンプ場	150円／1人	人	円	250円／1人	人
	研修・訓練室	150円／1時間	時間	円	350円／1時間	時間
	プレイホール	350円／1時間	時間	円	700円／1時間	時間
県証紙はりつけ欄						

備考 1 選択肢がある欄については、該当するものを○で囲むこと。

2 □については、該当するものに「レ」を記入すること。

3 プレイホールは、体育館、大研修室及び大講堂を含む。

4 研修室等の使用時間数欄には、使用期間内に当該施設を使用する合計時間数を記入すること。

第7号様式(第17関係)

沖縄県立 青少年の家使用許可書

第 号  
年 月 日  
殿

沖縄県立 青少年の家所長 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立 青少年の家の使用については、次のとおり許可します。

団体の名称	
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで(泊日)
人 数	男 人、 女 人、 計 人
許可の条件	

第8号様式(第18条関係)

沖縄県立 青少年の家使用料免除申請書

第 号  
年 月 日

沖縄県立 青少年の家所長 殿

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

電 話 番 号

沖縄県立青少年の家の管理に関する規則第18条第1項の規定に基づき、次のとおり沖縄県立 青少年の家の使用料の免除を申請します。

*研修会の名称							
研修の目的							
使 用 期 間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 (泊日)						
納 入 す べ き 使 用 料	円						
免 除 申 請 理 由							
免 除 申 請 額	円						
内 訳		児童・生徒			一般・学生		
	宿泊室	300円/1人	人	円	600円/1人	人	
	キャンプ場	150円/1人	人	円	250円/1人	人	
	研修室・訓練室	150円/1時間	時間	円	350円/1時間	時間	
免 除 決 定 額	※	円					

備考 ※印は、記入しないこと。

第9号様式(第18条関係)

沖縄県立 青少年の家使用料免除承認書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県立 青少年の家所長 印

年 月 日付け申請のあつた沖縄県立 青少年の家の使用料免除の件、下記のとおり承認します。

記

1 研修会の名称							
2 研修の目的							
3 使用期間	年	月	日	時～	年	月	日 時(泊日)
4 使用料免除額							
5 備考							

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

### 1 件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 平成20年11月議会に「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(案)」を提案し、同議会にて可決され、平成20年12月26日付 沖縄県公報に「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)」が登載された。
- (2) 条例施行に伴い、名護青年の家及び糸満青年の家へ指定管理者制度を導入するための諸準備を行うため、条例施行規則を制定する必要がある。

### 3 規則案の概要

- (1) 第1章 総則について定める。
  - ア 趣旨について定める。(第1条)
- (2) 第2章 指定管理者による青少年の家の管理について定める。
  - ア 指定管理者の指定の申請について定める。(第2条)
  - イ 利用の手続、利用料金の免除等について定める。(第3条及び第4条)
  - ウ 入所の禁止等について定める。(第5条)
  - エ 警備防災の計画について定める。(第6条)
  - オ 事業報告書の内容等について定める。(第7条)
- (3) 第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理について定める。
  - ア 管理の責任、諸帳簿、施設等の亡失について定める。(第8条から第10条まで)
  - イ 宿日直、職員の服務等について定める。(第11条及び第12条)
  - ウ 文書の処理について定める。(第13条)
  - エ 所長の報告義務について定める。(第14条)
  - オ 休所日について定める(第15条)
  - カ 使用の許可、使用の手続き等について定める。(第16条及び第17条)
  - キ 使用料の免除について定める。(第18条)
  - ク 権利の譲渡等の禁止について定める。(第19条)
  - ケ 所長の指示、許可の取消し等について定める。(第20条及び第21条)
  - コ 設備の変更禁止及び原状回復の義務について定める。(第22条及び第23条)
  - サ 入所の禁止等について定める。(第24条)
- (4) 第4章 雜則について定める。
  - ア その他必要な事項は、教育委員会が別に定めることとする。(第25条)
- (5) 施行期日は、平成22年4月1日とする。ただし、準備行為として、指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例によるものとする。(附則第1項及び第2項)
- (6) 沖縄県立青年の家の管理に関する規則及び沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則を廃止する(附則第3項)
- (7) 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する。(附則第4項)
- (8) 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する。(附則第5項)
- (9) 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する。(附則第6項)

### 4 根拠法令

- (1) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年沖縄県条例第49号)
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第23条第1号

5 関係各課との調整状況

なし

6 添付資料

新旧対照表

		沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
		現	行
改	正	案	
(生涯学習振興課の分掌事務)			
第10条 生涯学習振興課の分掌事務は、次のとおりとする。			
(1)～(8) 略		(1)～(8) 略	
(9) 青少年の家に関すること。		(9) 青少年の家に関すること。	
(10) その他社会教育に関すること。		(10) その他社会教育に関すること。	
(教育機関)		(教育機関)	
第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。		第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	
(5) 沖縄県立名護青少年の家		(5) 沖縄県立名護青年の家	
(6) 沖縄県立糸満青少年の家		(6) 沖縄県立糸満青年の家	
(7) 沖縄県立石川青少年の家		(7) 沖縄県立石川少年自然の家	
(8) 沖縄県立玉城青少年の家		(8) 沖縄県立玉城少年自然の家	
(9) 沖縄県立宮古青少年の家		(9) 沖縄県立宮古少年自然の家	
(10) 沖縄県立石垣青少年の家		(10) 沖縄県立石垣少年自然の家	

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

様式2-4  
新旧対照表（附則第5項関係）

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。
(青少年の家)	(青少年の家)
第5条 沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	第5条 沖縄県立名護青年の家及び沖縄県立糸満青年の家（以下「青年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 施設、設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 樹木の保全育成に関すること。 (6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。 (7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。 (8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。 (9) 青少年指導者の研修に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に関する必要な事務に関すること。	(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 施設、設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。 (6) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。 (7) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。 (8) 青少年指導者の研修に関すること。 (9) 前各号に定めるもののほか、青年の家に関する必要な事務に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に関する必要な事務に関すること。
(少年自然の家)	(少年自然の家)
第5条の2 沖縄県立石川少年自然の家、沖縄県立玉城少年自然の家、沖縄県立宮古少年自然の家及び沖縄県立石垣少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の	第5条の2 沖縄県立石川少年自然の家、沖縄県立玉城少年自然の家、沖縄県立宮古少年自然の家及び沖縄県立石垣少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の

所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設、設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 樹木の保全育成に関すること。
- (6) 少年の集団宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。
- (7) 少年の研修会、講習会、体育及びレクリエーションその他社会教育活動に関すること。
- (8) 少年指導者の研修に関すること。
- (9) 少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、少年自然の家に関する必要な事務に関すること。

(職制等)

第7条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館、埋蔵文化財センター、青年の家及び少年自然の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」）という。（職制等）

2 略

第14条 青少年の家に、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。  
2 主任専門職員は、上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。

第18条 前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第16条までに定めるもののはか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。
専門員	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
専門職員	専門職員	上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。

職員	職	職務
事務職員	研究主事	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。
専門員	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
専門職員	専門職員	上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導的、技術的な指導に従事する。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

樣式 2-4

(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号) 新旧対照表

沖縄県教育委員会の所管のする職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表	
現	行
(各機関の職員の勤務時間)	(各機関の職員の勤務時間)
第4条 略	第4条 略 2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、 <u>沖縄県立青少年の家</u> に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間あたり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。 2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、 <u>沖縄県立青少年の家</u> 及び <u>沖縄県立少年自然の家</u> に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間あたり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。

(註) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。